

4 令和8年度 自主事業業務計画

○指定研修事業

- ・介護支援専門員研修事業計画

○自主研修事業

- ・福祉用具専門研修事業
- ・福祉サービス実践力向上研修事業計画

○連携共同事業

- ・介護担当職員専門研修事業計画

○その他業務

- ・福利厚生センター事業計画
- ・介護支援専門員実務研修受講試験事業計画
- ・介護職員初任者研修資格取得助成事業計画

令和8年度 介護支援専門員研修事業計画

1 基本方針

介護支援専門員の資質・専門性の向上を目的に義務化、体系化された介護支援専門員研修を、県の指定研修実施機関として実施する。

2 事業内容

(1) 介護支援専門員実務研修

① 目的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関して必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

研修内容については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」第1号・「介護支援専門員実務研修実施要綱」に基づき実施する。

② 対象

介護支援専門員実務研修受講試験合格者等

(2) 介護支援専門員専門研修

① 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技能を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

研修内容については、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づき実施する。

② 対象者

- | | | |
|---------|----|---|
| ア 専門課程Ⅰ | …… | 原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者 |
| イ 専門課程Ⅱ | …… | 原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者 |

(3) 介護支援専門員更新研修

① 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

実務未経験者に対する更新研修内容は、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」第2号・「介護支援専門員再研修実施要綱」3（2）「研修内容」と同様である。

実務経験者に対する更新研修内容は、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」第3号・「介護支援専門員専門研修実施要綱」3（2）「研修内容」と同様である。

なお、実務経験者として初めての更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容であり、また、実務経験者としての更新研修が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容である。

② 対象者

ア 実務未経験者

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

イ 実務経験者

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者

（4）介護支援専門員再研修

① 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得することを目的として研修を実施する。

研修内容は、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」第2号「介護支援専門員再研修実施要綱」に基づき実施する。

② 対象者

介護支援専門員証を失効後、再び介護支援専門員証の交付を受けようとする者

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.51～55のとおり

令和8年度 福祉用具専門研修事業計画

1 基本方針

介護保険制度の円滑な運営に資するため、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図る。

また、利用者と介護者にやさしいケアの実現にむけ、リフト等の福祉用具の活用を推進できる職員を養成する。

2 事業内容

(1) リフトリーダー養成研修の実施

① 目的

リフト等の福祉用具を使用し、抱え上げないことで、介護者の腰痛 予防に効果があるだけでなく、利用者の身体的負担の軽減につながることを期待されている。本研修では、利用者と介護者にやさしいケアを実現する為、リフト等の福祉用具の活用を推進し、 次のことができる指導者（リフトリーダー）を養成する。

② 対象

- ア 施設等に所属する職員または事業主で、福祉用具に関心を持ちリフト等を導入して職場内の介護者に対し腰痛予防対策を積極的に推進しようとする者
- イ 福祉用具関連事業者で、リフトをはじめとする福祉用具を導入することによって、介護者に対し腰痛予防対策を積極的に推進しようとする者
- ウ その他、特に研修受講の有効性があると（公財）テクノエイド協会が認める者

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.57のとおり

令和8年度 福祉サービス実践力向上研修事業計画

1 基本方針

多岐にわたり提供される福祉サービスに関して、主として利用者本位の視点を再確認する研修を行い、福祉人材の専門性を担保する実践力を有する人材を養成する。

2 事業内容

福祉関係者のニーズや社会情勢に応じて必要な研修を企画し、実施する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.58のとおり

令和8年度 介護担当職員専門研修事業計画

1 基本方針

医療と介護の連携を意識し、介護職員等の専門性の向上と実践力を培い、質の高いサービスを提供できるようにする。

2 事業内容

(1) 研修内容

① 排泄初級セミナー

排泄のメカニズムの基本、排泄障害から生じる問題を学び、福祉用具や社会資源の活用などを含めた課題解決の方法について多職種でグループワークを通して学ぶ。さらに骨盤底筋体操の実践的な指導方法を身につける。

② 摂食・嚥下セミナー

嚥下のメカニズム等を学び、摂食・嚥下の評価・口腔ケア・リハビリテーション等についてチームでの支援について実践力を身につけることができる。

③ 介護技術セミナー

ノーリフティングケアの普及促進と定着を図るため、リフトの実技研修を実施する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.59～61

令和8年度 福利厚生センター事業計画

1 基本方針

福祉人材確保の一環として、福祉施設等の福利厚生センターへの加入促進を図るとともに、加入会員に対し魅力ある事業を展開するため、県内交流事業の企画開発に努める。

2 事業内容

(1) 加入の促進

- ① 福祉施設等へ戸別訪問し、事業内容の周知と加入勧誘を行う。
- ② 未加入法人等に対し文書による加入勧誘を行う。
- ③ 法人役員や施設長等管理職研修会において広報及び加入勧誘を行う。

(2) 県内交流事業等の充実

加入会員に対し、魅力のある事業を展開し会員相互の交流を図る。

(3) 新規事業開発

地域に密着した各種サービスの新規開発に努める。

(4) 広報活動の充実

会員ニュースの工夫に努める。

令和8年度 介護支援専門員実務研修受講試験計画

1 基本方針

大分県の指定試験実施機関として、介護支援専門員実務研修受講試験を円滑に実施する。

2 事業内容

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施

① 試験日

令和8年10月11日（日）

② 試験会場

大分大学旦野原キャンパス（予定）

③ 受験申込期間

令和8年5月29日（金）～6月30日（火）

④ 合格発表

日 時：令和8年11月24日（火）10時（予定）

掲示場所：社会福祉介護研修センターホームページ、大分県庁ホームページ
大分県庁舎本館1階の県政掲示板

令和8年度 介護職員初任者研修資格取得助成事業計画

1 基本方針

介護現場で働こうとする皆様を支援するため、「介護職員初任者研修課程」を修了し、新たに介護職員として就職した方、または既に介護職員として勤務している方へ助成金を支給することにより、入職促進を図るとともに、一定の質を担保することにより、介護サービスの質の向上を図る。

2 事業内容

- (1) 大分県が指定した法人等が開催する介護職員初任者研修課程を修了し、次のアまたはイのいずれかとウの条件を満たす者とする。
 - ア 令和8年度（4月1日以降）に開講した研修を修了し、申請日現在、県内の介護施設等で介護職員として直接雇用されている方。
 - イ 令和7年度に開講した研修を修了し、研修終了後6か月以内かつ令和8年4月1日以降に県内の介護施設等で介護職員として新たに就職した方。
 - ウ 受講費用等について、他の補助や助成（国、都道府県、民間等で行われる類似のもの）を受けていない方。
- (2) 助成金の金額は、支給対象者が受講した受講料（テキスト、実習費等を含む）の10分の10とし、60,000円を限度額とする。